

令和5年度

第10回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和5年12月14日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第10回千葉市農業委員会総会を千葉市役所2階XL会議室201・202に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	3件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	46件
議案第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第8号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	15件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	44件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	27件

<出席委員> (17名)

1 番 秋 庭 重 樹	2 番 石 井 一 也
3 番 小 川 友 安	4 番 長谷部 衡 平
5 番 芳 澤 和 哉	6 番 小 島 英 男
7 番 横 山 清 亮	8 番 梶 本 泉
9 番 佐々木 貴 史	10 番 秋 葉 重 雄
11 番 大 塚 秀 行	12 番 脇 田 章 子
13 番 清 宮 恵理子	14 番 小 林 直 樹
15 番 市 原 律 子	16 番 高 橋 芳 和
17 番 齊 藤 憲 次	

<事務局説明員>

事 務 局 長	渡 部 義 憲	次 長	中 田 照 子
次 長 補 佐	齋 藤 聡 子	農地活用班長	佐々木 聡 子
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	高 山 智 裕
農地指導班長	森 末 豪		

	開 会 （ 午 前 1 0 時 0 0 分 ） 議長 (長谷部会長) ただいまより、令和5年度第10回千葉市農業委員会総会を開会いたします。 お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。 本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。 それでは、議事に入ります。 はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。 議席番号12番 脇田 章子 委員 議席番号13番 清宮 恵理子 委員 のご両名をお願いいたします。 続きまして、日程第2ですが、本日は竹下会長にお越しいただいていることから、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を先に審議することとし、その後、議案第1号から第7号を審議することといたしたいと存じます。 まず、事務局から議案資料について、説明をお願いいたします。 事務局 議案資料57ページをご覧ください。①「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の位置づけについてご説明いたします。 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めなければならないとされています。 推進委員は、定められた指針を踏まえて、推進委員は現場活動を行うことになります。 よって、指針の策定・変更に当たって、推進委員として意見を述べるとされています。 今回の指針の改正で、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標及びその目標の達成に向けた具体的な推進の方法のほか、令和5年4月1日付けの農業委員会法の改正により「各目
--	---

事務局	標の達成状況の評価方法」を定め、「地域計画の作成・見直し」を踏まえた内容に修正する必要があります。 この度の指針改正に至る経緯についてまとめたものが、議案資料５８ページ②「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてです。 新制度が始まりました平成２９年に指針を決定し、その後、令和２年１２月に改正しました。本年７月２０日に委員改選が行われたため、委員の改選があった場合は就任後速やかに改正することとされていることから、１０月に農地利用最適化推進企画班で見直しを行い、その結果を反映したものを素案として１１月に全農業委員・推進委員に送付して意見聴取し、１１月１５日に第２回農地利用最適化推進委員連絡協議会を開催し、指針案が協議されました。 以上、本日までの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改正の経緯です。 また、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」目標設定の考え方についてですが、以前に委員の皆様にお送りしているものと同じものです。これは、現指針の「遊休農地の解消」、「担い手への農地利用集積」、「新規参入の促進」それぞれの分野について、「当初目標」、「現状」の数値について比較し、次期指針における「目標」、考え方について整理を行っております。 事務局からは以上です。
議長 (長谷部会長) 農地利用最適化推進 委員連絡協議会 竹下会長	ありがとうございました。 それでは、議案第８号の報告を竹下会長、お願いいたします。 それでは「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」についての協議結果について、報告します。 農業委員・推進委員、各委員が確認を行った指針案について、改めて農地利用最適化推進委員連絡協議会において、この指針案が今後の農業委員会活動の基本的な方針として適切であるか、農業委員会総会に推進委員の意見を付して提出することについて、協議を行った結果、異論・修正等の意見はありませんでした。 本指針に基づき、農地等の利用の最適化について農業委員と推

農地利用最適化推進 委員連絡協議会 竹下会長	進委員が協力し、より一層の活動をしていきたいと思います。 以上です。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、竹下会長からの報告に関して、質問・意見等はございますか。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 議案第 8 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第 8 号は、原案どおり決定いたします。 ここで、竹下会長は退室をお願いいたします。 本日は、ご多忙のところありがとうございました。
議場	(竹下会長退室)
議長 (長谷部会長)	続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、農業委員会等に関する法律第 31 条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに関係委員にご退室いただいた上で、先に第 6 項及び第 7 項を審議、採決し、その後再入室いただき、第 1 項から第 5 項、第 8 項から第 14 項を審議、採決することとします。 それでは、第 6 項及び第 7 項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	———— 関係委員退室 ————

議長 (長谷部会長)	それでは、事前審査１班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第１班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の３ページをご覧ください。 第６項です。 本案件は、第７項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料２６ページと２７ページをご参照ください。 本案件は、若葉区下田町に在住の方々が、所有する同区同町の農地を交換し、営農を効率化するため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、どちらもさつまいもを予定しております。 事前審査第１班としましては、農地法第３条第２項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第１班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
梶本委員	本件について、所有権移転（交換）とありますが、等価交換に該当するのでしょうか。
事務局	等価交換とのことです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第１班班長の説明のとおり、議案第１号第６項及び第７項について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第１号第６項及び第７項について許可と決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	——— 関係委員入室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは、第１項から第５項、第８項から第１４項について、説明をお願いいたします。
事前審査第１班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の１ページをご覧ください。 第１項です。 お手元の資料１ページから６ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります横浜市神奈川区に本店の所在する法人が、義務者であります茂原市緑ヶ丘１丁目に在住の方外１名の方が所有する花見川区横橋町の農地を、新規就農のため、解除条件付き賃借権の設定をするものです。 面接した権利者によりますと、権利者法人が農業に参入するのは初めての試みになりますが、提携先企業での研修受講や提携先企業からの技術提供や継続的な栽培技術の支援を受けることとなっており、将来の規模拡大を視野に入れて取り組むとのことです。 申請地の取得後の作目は、大根、小松菜、すいか等を予定しております。 次に、第２項です。 お手元の資料７ページから１２ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります若葉区中野町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 面接した権利者によりますと、農業従事者は家庭において１５年ほど、夏野菜を栽培しているとのことです。 将来においては、安定経営と規模拡大を視野に入れて取り組むとのことです。

事前審査第1班 (齊藤班長)	申請地の取得後の作目は、栗、山わさび、バジル等を予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に、第3項です。 お手元の資料13ページから18ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります中央区蘇我5丁目に在住の方が、義務者であります緑区椎名崎町に在住の方が所有する緑区椎名崎町谷津の農地を、新規就農のため、賃借権の設定をするものです。 面接した権利者によりますと、権利者は大学にて農学の基礎を習得しており、現在は千葉県立農業大学校での農業者養成研修を受講中とのことです。 将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組むとのことです。 申請地の取得後の作目は、ほうれんそう、ニンジン等を予定しております。 次に、第4項です。 お手元の資料19ページから24ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区大木戸町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区あすみが丘5丁目に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、新規就農のため、使用貸借権の設定をするものです。 面接した権利者によりますと、義務者は当該法人の代表をつとめており、長年にわたり農業に従事しているとのことです。 また、今回の申請は法人代表個人の農地を、今後は法人で継続栽培していくことになり、申請をされたとのことです。 将来については、現在の規模を維持できたらとのことです。 申請地の取得後の作目は、アガパンサス、スイセン等を予定しております。 議案書の3ページをご覧ください。 次に、第5項です。 お手元の資料25ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります花見川区さつきが丘2丁目に本店の所在する農地所有適格法人が、義務者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大
---------------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	のため、賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、ほうれんそう、小松菜を予定しております。 議案書の4ページをご覧ください。 次に、第8項です。 お手元の資料28ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります美浜区新港に在住の方が、義務者であります美浜区打瀬1丁目に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、落花生、にんじんを予定しております。 議案書の5ページをご覧ください。 次に、第9項です。 お手元の資料29ページから30ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります八街市沖に在住の方が、義務者であります若葉区富田町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 次に、第10項です。 お手元の資料は31ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であります中央区生実町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 議案書の6ページをご覧ください。 次に、第11項です。 お手元の資料32ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区誉田町2丁目に在住の方が、義務者であります墨田区東向島に在住の方が所有する緑区誉田町2丁目の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ジャガイモ、大根、きゅうり等を予定しております。 次に、第12項です。
---------------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	お手元の資料33ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります中央区浜野町に在住の方が、義務者であります中央区白旗2丁目に在住の方が所有する緑区平川町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、大根を予定しております。 議案書の7ページをご覧ください。 次に、第13項です。 お手元の資料34ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります稲毛区弥生町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区板倉町に在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、経営規模拡大のため、解除条件付き賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、さつまいもを予定しております。 次に、第14項です。 本案件は議案第4号第1項と関連案件となっておりますので、議案第4号第1項の時に一括して説明させていただきます。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
橋本委員	第1項について、申請土地の現況はどのようなになっているのでしょうか。
事務局	現況としては、草刈りを定期的に行っていることから畑としての利用が可能な状況であり、また周辺にも畑として利用されている土地が増えてきているとのことです。

梶本委員	同じく第1項について、申請土地のすぐ前に水路があり非常に水位が高くなる状況にあるかと思います。数年前にこの近辺で、ある法人が進出したものの水害に遭い撤退した経緯もあることから、これだけ多くの品目を栽培するには盛土が必要ではないかと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。
事務局	申請土地につきましては、水害等の危険性があるということは確認しておりません。
梶本委員	わかりました。申請土地は元々土地改良区域内にあり、畑には向いていない気がします。もし今後盛土をして畑の形態にするのであれば、軽微な農地改良の申請が必要だと思われます。千葉市においては1メートル以下の盛土をする場合は届出をすることとなっていますので、現地の状況によっては申請者に対して軽微な農地改良の申請が必要となる旨を申し伝えていただきたいと思います。 次に第4項について、権利者である法人の代表者と義務者の氏名が同一ですが、農地法第3条の規定による許可が必要となる根拠がわかれば教えてください。
事務局	本件につきましては、義務者は自然人で権利者は法人であり、法律上は別人格となることから、手続きが必要となります。
芳澤委員	第4項について、3点あります。まず、農業経営に係る経費として、燃料費としてボイラー重油で200万円を計上しており施設園芸であるかと思いますが、計画に記載がないので施設園芸に関する状況についてを、次に、消耗品としてA4ペーパー他で300万円を計上している件における用途についてを、最後に、附帯事業として営農型太陽光発電とありますが、営農の計画について教えてください。
事務局	農業経営に係る経費については、本来対象となる農地に係る分について記載するものですが、法人全体の経費が計上されている部分があります。太陽光パネルの下部だけでなく、ハウスで球根

事務局	の栽培をしているため、ボイラー重油を使っているとのこと。こちらの事業者は法人として長年営農の実績があり、経費計画に実績が記載されております。なお、消耗品がどのような用途で使われるかについては確認しておりません。
芳澤委員	わかりました。消耗品の用途については疑問がありますので、ご確認いただきたいと思います。
事務局	わかりました。
小島委員	第1項について、私は申請土地近くに住んでおり、この土地の状況は把握していますが、いつも近隣の農家の方が草刈りをしています。本件については、権利者が遠方のため耕作できるか不安視しております。今後もこの土地の状況については注視していきたいと思います。
清宮委員	第13項について、営農型太陽光発電設備の下部における作物の経営ということでしょうか。
事務局	そうです。
清宮委員	そうすると権利者は過去に営農型太陽光発電事業の実績があるかと思いますが、それについて教えてください。
事務局	太陽光発電設備の下部の農地における単収が周辺の地域における平均水準の8割を下回ることもあったことから、作付品目を変更するなど検討しながら栽培を続けているとのこと。今回は営農型太陽光発電設備の下部で初めてさつまいもを栽培する予定のため、過去の実績はありませんが、一般の農地においてはさつまいもの栽培の経験があるので問題はないと考えます。
清宮委員	わかりました。少なくとも近くの場合においてどのような実績を残しているかについては調べた方がよいと思います。

梶本委員	営農型太陽光発電事業についてですが、主体は農業であるべきだと思います。やむを得ず第1種農地や農用地に許可を出しているので、市農政センターや県農業事務所に相談をするなどして、営農型太陽光発電設備の下部における収量が同年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減収しないように取り組んでもらいたいです。昨日当該場所を確認したところ、大豆を作っていました。当初はニンニクを作っていたのですが、売り物にはならないとのことで、次はブルーベリーやイチジク等を作るなど、作目の変更を繰り返し、今度はさつまいもを作るということで、日当たりが良い場所でないとは不可能だと思いますが、実験的に作目を変更しているように思えます。営農型太陽光発電設備の下部において作物を栽培する場合、関係機関と相談しながら本当に適するものを栽培するよう認識してもらいたいです。
脇田委員	第1項について、生産物の販売計画に記載されている単価が現実的でないと思いますが、根拠があれば教えてください。
事務局	申請者によると、無農薬、無肥料、特殊技術を使った耕作方法により栽培する野菜であり、その農法を勧めている法人と契約し、またその法人と提携している自然食品スーパーにも卸す予定とのことで、当該単価で買ってもらえると説明を受けております。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第5項及び第8項から第13項について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第5項及び第8項から第13項について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案第2号ですが、第1項と第2項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書8ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料37ページから39ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、貸車両置場用地とするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北に約2キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロックを設置し土砂等の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第2項です。 お手元の資料40ページから42ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、長屋住宅用地とするものです。 申請土地は、京成千原線学園前駅から南西に約900メートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから第3種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水を雨水浸透枳にて処理後、雨水管へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 議案書9ページをご覧ください。 第3項です。 お手元の資料43ページをご参照ください。
---------------------------	---

事前審査第1班 (齊藤班長)	本案件は、貸駐車場用地とするものです。 申請土地は、蘇我インターチェンジから西に約200メートルに位置する農地です。 農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。 被害防除対策については、小堰堤を設置し土砂等の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第4項です。 お手元の資料44ページをご参照ください。 本案件は、長屋住宅用地とするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約800メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水を雨水浸透枡にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第２号については、許可と決定いたします。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第１班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第１班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案第３号ですが、第１項から第２項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書１０ページをご覧ください。 はじめに第１項です。 お手元の資料４５ページから４８ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、貸資材置場・貸重機置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから西に約１．６キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断しました。 被害防除については、土堰堤を設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、雨水を貯留槽にて処理後、水路に排水します。 次に、第２項です。 お手元の資料４９ページから５３ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資見込証明依頼書と残高証明書を添付しております。 本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅から南西に約５００メートルに位置する農地です。 農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から５００メートル以内に駅と警察署があることか

事前審査第1班 (齊藤班長)	ら、第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 議案書11ページをご覧ください。 次に、第3項です。 お手元の資料54ページをご参照ください。 本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、JR幕張本郷駅から南東に約1キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留槽にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 次に、第4項です。 お手元の資料は55ページをご参照ください。 本案件は、資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、貝塚インターチェンジから南に約300メートルに位置する農地です。 農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の12ページをご覧ください。 次に、第5項です。 お手元の資料56ページをご参照ください。 本案件は特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を
---------------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	移転するものです。 申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約900メートルに位置する農地です。 農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透貯留槽にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
清宮委員	第4項について、資材置場用地にはどのような資材を置く予定でしょうか。
事務局	木材、ブロック等です。
清宮委員	その際はシートを敷くのでしょうか。
事務局	特にそのような話は聞いておりませんが、おそらく敷くものと思われます。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第３号は、許可と決定いたします。 次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第１班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第１班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の１３ページをご覧ください。 本件は、議案書７ページの議案第１号第１４項との関連案件となりますので、一括してご説明いたします。 資料は、３４ページから３６ページの位置図・公図・土地利用計画図をご覧ください。 本件は、千葉県市川市に本店を置く法人が、緑区板倉町在住の個人が所有する緑区大木戸町の畑１筆において「営農型太陽光発電設備」を設置するというものです。 議案第１号第１４項においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため、区分地上権を設定します。 議案第４号においては、農地に設置する支柱部分等について、一時的に転用します。 施設の概要としては、設置面積４９０．８２平方メートル、農地接地面積０．６２９５平方メートル、出力４９．５キロワットとなります。 一時転用期間は、営農を行う者が議案第１号第１３項で許可された者で、認定農業者であるため、許可日から１０年間となります。作付け予定作物は「さつまいも」です。 また、議案第１号第１４項の区分地上権についても、同じく１０年間で設定されます。 事前審査第１班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
佐々木委員	本件における地番の件について、所有者は公図に記載されている地番の一部を所有しているということでしょうか。
事務局	申請土地については合筆している土地で、昔は公図に記載されているような表記がなされておりました。申請土地の隣地は別の方の所有地となります。
清宮委員	営農型太陽光発電事業については、千葉市では推進していくのでしょうか。
事務局	本市における営農型太陽光発電事業については、現時点で環境部門と連携しながら試験的に試行錯誤を続けているところです。農林水産省としても、営農型太陽光発電事業を実施しつつ、設備の下部の農地における単収が周辺の地域における平均水準の8割以上となる旨の要件をクリアするという方針であり、さきほどのように品目を変更しながら取り組んでいる事例もあれば、全国的には発電が中心で下部における作付けがいまひとつという事例もあり、今後農林水産省からも状況を注視していく旨の方針が出されております。とはいえ、全世界的には農業のみならず商業や工業も含め、環境に配慮した方向にシフトしていますので、環境に配慮した事業の一部として営農型太陽光発電事業の推進は避けられず、このため、今後も環境部門と連携しながら推進していくことになると考えております。
梶本委員	第1種農地や農用地における太陽光発電事業については、非常に疑問を持っています。昨日私の自宅近辺において、太陽光発電設備を設置している農地の様子を見たのですが、パネル間を空け太陽光が入るようにしていました。パネルは1枚80センチメートル～1メートル程度の大きさで、1枚分空けて次のパネルを入れていました。10年ほど前に設置した設備は、パネルとパネル

梶本委員	がほぼ密接していて全く陽が差さず、そのような状況でもできる 榊は生育していました。今はパネル間が空いているので比較的農 作物は生育しやすいと思いますが、それも一度栽培してみてうま くいかなかったためにパネル間を空けるようにしたかと思いま す。もし、今後環境部門と意見交換をする機会があれば、農業委 員や農地利用最適化推進委員から、太陽光発電設備の下部におけ る農作物の栽培に困難を極めているとの意見があった旨を伝え、 資源エネルギー庁に要件を緩和することなどをお願いしていただ きたいと思います。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方 は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号第14項及び議案第4 号は、許可と決定いたします。 次に、議案第5号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証 明願について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の14ページをご覧ください。 第1項は、若葉区源町に在住の方が所有している、同区みつわ 台4丁目の畑1筆、面積954.64平方メートルについて、買 取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、令和5年 11月27日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただ きました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 第2項は、緑区おゆみ野中央6丁目に在住の方が所有している、 同町の畑1筆、面積826平方メートルについて、買取り申出者 の母が農業の主たる従事者であったことを、令和5年11月30 日の現地調査により、太田推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班 (齊藤班長)	買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 議案書の15ページをご覧ください。 第3項は、若葉区若松町に在住の方が所有している、同町の畑3筆、合計面積1,323平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和5年11月27日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。 事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。 次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それでは、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場	——— 関係委員退室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第１項について、事前審査第１班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第１班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の１６ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第２項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第１項は、若葉区大井戸町在住の方が所有する同町の田６筆、合計面積１２，３８６㎡を同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第１班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第１班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第１班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第１項については、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	——— 関係委員入室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは次に、第２項から第４６項について、事前審査第１班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第１班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の１６ページをご覧ください。 第２項は、若葉区中野町在住の方が所有する同町の田２筆、合計面積４，５１２平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。 次に１７ページをご覧ください。 第３項から２２ページの第１４項は、権利者が同一のため一括してご説明いたします。 緑区大木戸町所在の農地所有適格法人が、同区下大和田町在住の方、他１３名が所有する同町及び同区大椎町の畑２１筆、合計面積２３，７１５平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は５年、権利者の作付品目は、自社が経営する酪農に供する「デントコーン」です。 次に２３ページをご覧ください。 第１５項は、市原市瀬又在住の農家の方が、緑区誉田町在住の方が所有する同区平山町の畑１筆、面積２，８５４平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は５年、権利者の作付品目は「人参、トウモロコシ、ブロッコリー」です。 第１６項から２７ページの第２４項は、権利者が同一のため一括してご説明いたします。 若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他８名が所有する同区下田町、下泉町、谷当町の畑１７筆、合計面積１４，８１６平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は１年、２年、３年又は５年、権利者の作付品目は「里芋、さつまいも、落花生」です。

事前審査第1班 (齊藤班長)	次に28ページをご覧ください。 第25項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。 第25項から35ページの第39項は、権利者が同一のため一括してご説明いたします。 緑区土気町所在の農地所有適格法人が、同区平山町在住の方、他14名が所有する同町の田26筆、合計面積38,683平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。 第40項から38ページの第46項は、権利者が同一のため一括してご説明いたします。 緑区平山町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他7名が所有する同町の田7筆、合計面積9,418平方メートルに賃借権又は使用貸借権を新規又は再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。 第1項から第46項の合計面積は、106,384平方メートルです。 全項について、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。 議案第6号についての説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
橋本委員	第3項から第14項について、権利者である農地所有適格化法人は牛を600頭程飼育しているとのことで、かなり大規模に活動をされていて、国、県、市から補助金が交付されているのではないかと思います。同法人は牧場を経営しており、この処理施設から異臭が発生しております。周辺の方からも話を受けたことがあり、周辺地区としては板倉町、大木戸町、大椎町、あすみが丘、その周辺には研究施設が集まる土気工業団地があります。こうしたところへ魚が腐敗したような異臭が流れています。昨日も

梶本委員	状況を確認したのですが、軽トラックを停めて降りて戻ってきたら軽トラックの中にまで臭いが入ってきていました。通常こうした施設には脱臭設備を設置するものですが、それもなかったかと思います。このことについて、農地法上の問題は特にないと思いますが、臭気については環境局の所管であるため、何かの機会があれば環境局に働きかけてもらいたい旨要望します。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第2項から第46項についても、原案どおり決定いたします。 次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (齊藤班長)	ご説明いたします。 議案書の40ページをご覧ください。 被相続人が所有し、耕作していた緑区誉田町1丁目の畑計4筆、面積1,581平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。 相続人である千葉市緑区誉田町1丁目在住の妻が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、山下推進委員と事務局職員にて、11月24日現地調査を実施し確認しております。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。 以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の47ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、4件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の48ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、50ページまでに15件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の51ページをご覧ください。 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の57ページまでに44件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

事務局	議案書の５８ページをご覧ください。 報告第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、２件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の５９ページをご覧ください。 報告第５号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、１７件ございました。 申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 議案書の６０ページをご覧ください。 報告第６号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、２７件ございました。内容につきましては、１１月の総会で審議されたもので、１１月１６日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、千葉県知事許可案件であるため、申請書等とともに、千葉県に送付いたしました。 報告案件につきましては、以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの報告第１号から第６号について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和５年度第１０回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 閉 会 （午前１１時２３分）

